

SOZO Trial Space AKECHI の設置及び管理に関する規則

(目的)

第 1 条

この規則は、SOZO Trial Space AKECHI（以下「体験施設」という。）に必要な事項を定める目的とする。

(設置)

第 2 条

ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となった社会情勢を鑑み、雇用創出による若者の市外流出の抑制とまちの活性化を目的とする。

(名称及び位置)

第 3 条

- (1) 名称 SOZO Trial Space AKECHI
- (2) 位置 岐阜県恵那市明智町 1 1 4 4 番地 2

(使用許可等)

第 4 条

体験施設を使用しようとする希望者は、2 週間前までに仮申込を済ませ、次に掲げる関係書類を添えて、サテライトオフィス体験施設利用申込書を使用開始日に恵那市恵南商工会へ提出しなければならない。

- (1) 利用申込書に署名したもの
 - (2) 申込者の身分を証明できる証明書の写し
 - (3) 前項に掲げるもののほか、恵那市恵南商工会が必要と認める書類
- 2 恵那市恵南商工会は、前項に定める使用申込書を審査し、支障がないと認めるときはサテライトオフィス体験施設利用許可書を申請者に交付するものとする。
- 3 体験施設を使用するものは、次に掲げる各号のすべてに該当するものでなければならない。
- (1) 恵那市内でのサテライトオフィス進出若しくは起業を希望していること。
 - (2) 法人の場合は、恵那市外に本社があること、個人事業主又は個人においては恵那市外に住所を有するものであること。
 - (3) 転勤等による滞在者でないこと。
 - (4) 旅行に伴う宿泊利用でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（使用の制限等）

第5条

恵那市恵南商工会は、前条の規定により利用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の号の1に該当するときは、使用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この規則に違反したとき。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をしたとき。
 - (4) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (5) 体験施設の施設又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) 体験施設を模様替え、又は増築したとき。
 - (7) 体験施設の全部又は一部を転貸し、又は使用の権利を譲渡したとき。
 - (8) 動物などを飼育したとき。
 - (9) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (10) その他、恵那市恵南商工会の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により、使用の中止等の処分を受けた者に損害が生じても、恵那市恵南商工会は、これを賠償しないものとする。

（使用期間）

第6条

体験施設の使用期間は1日から3ヶ月以内とする。当該使用期間に使用しない日があっても連続して使用したものとみなす。

- 2 使用期間の延長を希望するものは、再度サテライトオフィス体験施設利用申込書を提出して許可を得なければならない。
- 3 前項に定める使用期間のサテライトオフィス体験施設利用申込書を再審査し、支障がないと認めたときは、サテライトオフィス体験施設利用許可証を交付するものとする。

(使用料)

第7条

体験施設の使用にかかる料金は（以下「使用料」という。）は、日額 1,000 円、月額 30,000 円。

- 2 前項の使用料の中には、光熱水費（電気料、水道料）、燃料費(灯油代)、インターネット使用料を含むものとする。ただし、消耗品及び日常生活に係る経費は含まず、使用者の負担とする。
- 3 使用者は、使用料を使用前日までに、指定口座へ納入しなければならない。
- 4 前項の規定により納めた使用料は、これを還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができないと恵那市恵南商工会が認めたときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(明渡し)

第8条

使用者は、使用期間が終了するまでに当該施設を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の利用に伴い生じた当該体験施設の損耗を除き、当該施設を原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条

使用者は、施設、設備、備品等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、恵那市恵南商工会は、当該損傷又は、亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第10条

この規則に定めるもののほか、必要な事項は、恵那市恵南商工会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する

(準備行為)

- 2 第4条第1項に規定する体験施設を使用しようとする希望者は、この規則の施行前においても行うことができる。